

県文審第5号
平成20年3月14日

徳島県教育委員会
委員長 村澤 普恵 殿

徳島県文化財保護審議会
会長 丸山 幸彦



文化財の指定について（答申）

平成20年2月7日付け教文第718号により諮問のありました次の文化財については、慎重に審議した結果、徳島県の文化財として指定することを適当と認めますので、意見を附してここに答申いたします。

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
有形文化財 (歴史資料)	板東俘虜収容所関係資料	298点	徳島県鳴門市大麻町 桧字東山田55-2	鳴門市 鳴門市ドイツ館
有形文化財 (絵画)	蜂須賀正勝画像	一幅	徳島県徳島市徳島町 城内1番地の8	徳島市 徳島市立徳島城博物館
有形文化財 (考古資料)	カネガ谷遺跡出土品	90点	徳島県板野郡板野町 犬伏字平山86番2	徳島県 徳島県立埋蔵文化財総合 センター

板東俘虜収容所関係資料についての意見

- 1 板東俘虜収容所関係資料のうち、印刷物300点が諮問されましたが、このうち、2点は製作品であることが確認されましたので、今回はこれを除くことが適当と認めます。
- 2 この答申は、当該資料の学術的な価値を否定するものではなく、今後、印刷物以外の製作品・写真・書簡等の追加指定を視野に入れた場合、より適切な整理・分類のもとに指定することが適当との審議結果に基づくものです。